

佐賀県労働委員会年報

—令和 6 年版—

～労使のもつれを、ほどいて結ぶ～



キャッチコピー:「労使のもつれを、ほどいて結ぶ」

労働者、使用者の紛争を紐のもつれと比喻、和解に向かわせることを、ほどいて結ぶと表現している

愛称:「TSUNAGU(つなぐ)」

まさに、繋ぐ役割であることをローマ字でシンプルに表現している

ロゴマーク

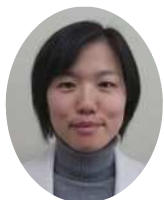


紐の「結び目」を連想して制作。横の線（紐）はそれぞれ労働者、使用者を表現している
縦の線（紐）は労働委員会の活動として、労使のトラブルに悩む2者の間にたち、もつれをほどいて最適な形で結びなおす「TSUNAGU」様子をイメージしている

第 44 期 (R4. 9. 14～R6. 9. 13)

佐賀県労働委員会委員

(公 益)



福田会長



富吉会長代理



早川委員



吉田委員



野方委員
(R5. 4. 1 就任)

(労 働 者)



草場委員



小川委員



近藤委員



東島委員



松尾委員

(使 用 者)



福母委員



仁部委員



織田委員



副島委員



鶴田委員

(退 任 委 員)

(公 益)

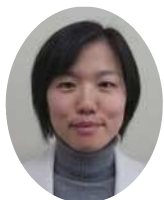


小西委員
(R5. 3. 31 退任)

第 45 期 (R6. 9. 14～R8. 9. 13)

佐賀県労働委員会委員

(公 益)



福田会長



早川会長代理



吉田委員



野方委員



大隈委員

(労 働 者)



草場委員



小川委員



近藤委員



東島委員



松尾委員

(使 用 者)



福母委員



仁部委員



織田委員



副島委員



鶴田委員

目 次

まえがき	1
第1章 佐賀県労働委員会の概要	2
第1節 組 織	2
1 概 要	2
2 委 員	2
3 あっせん員候補者	5
4 事 務 局	6
第2節 職 務 権 限	7
第3節 業 務 運 営	8
第2章 会 議	11
1 総 会	11
2 公益委員会議	14
3 小委員会	14
4 各種連絡会議	15
5 事例研究会	15
6 委員特別研修	15
第3章 佐賀県労働委員会の活動状況	17
第1節 不当労働行為の審査	17
第2節 不当労働行為事件の再審査	17
第3節 行政訴訟事件	17
第4節 労働組合の資格審査	17
第5節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく 非組合員の範囲の認定・告示等	17
第6節 労働争議の調整	18
1 概 要	18
2 調整事件一覧表	18

3	争議行為予告通知に係る県内関係状況調査一覧表	18
第7節	個別労働関係紛争のあっせん	19
1	概要	19
2	あっせん一覧表	19
第8節	労使紛争に関する相談	20
1	概要	20
2	内 訳	20
第9節	広報活動	20
1	概要	20
2	広報一覧表	20
資 料		
○	審査事件取扱状況	23
○	調整事件取扱状況	30
○	個別労働関係紛争のあっせん取扱状況	34
○	労使紛争に関する相談件数	36
○	佐賀県の労働組合組織状況	37
○	歴代会長名簿	39
○	歴代事務局長名簿	41

ま え が き

労働委員会は、昭和21年3月の労働組合法の施行により、集团的労使紛争を解決する機関として発足し、それ以降、憲法第28条で保障された労働者の団結権などの労働基本権の保護と労働争議の予防・解決及び公衆の利益保護を目的として、労使関係の安定を図っています。

また、平成13年10月に個別労働関係紛争解決促進法が施行されたことから、佐賀県労働委員会は、平成14年1月より「個別労働関係紛争あっせん」の業務を知事より受託し、労働者個人の労使紛争の調整業務も行っており、当労働委員会への相談も、職場でのいじめやハラスメント等の個別労働紛争に関する内容が多く寄せられていることから、労働委員会の存在や役割を、さらに多くの県民の方に知っていただき、利用していただきたいと考えています。

そのため、個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）の取組みとして、街頭PR活動を実施するとともに、労使間のトラブル相談会の土日開催、テレビ等のメディア出演、ウェブによるリスティング広告（検索連動型広告）の配信、県内の精神科・心療内科のある医療機関へ広報リーフレットの設置依頼、県立図書館等でのパネル展などの広報活動を積極的に実施したところです。

また、トラブルを抱えた方々が相談しやすいよう、日々の労働相談や相談時間を延長した労働相談重点受付週間に加え、Webフォームによる相談受付を開始しました。

当労働委員会では、引き続き公・労・使による三者構成の特色を生かし、労使関係の公正中立な専門機関として労使紛争解決に努めてまいります。

なお、この年報は、令和6年1月から12月までの1年間に取扱った審査事件、調整事件、個別労働関係紛争のあっせん事件等、当労働委員会の活動状況の概要をとりまとめたものです。労働問題に関心をお持ちの方々のお役に立つことができれば幸いです。

令和7年（2025年）3月

佐賀県労働委員会 事務局長 小林 久美

第1章 佐賀県労働委員会の概要

第1節 組 織

1 概 要

佐賀県労働委員会は、行政委員会として、労働組合法（以下「労組法」という。）、労働関係調整法（以下「労調法」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という。）のそれぞれ第1条に掲げる目的を達成するため、地方自治法第180条の5第2項、労組法第19条の12の規定により置かれたもので、佐賀県の執行機関である。

当労働委員会は、公益を代表する委員（公益委員）、労働者を代表する委員（労働者委員）及び使用者を代表する委員（使用者委員）の各側5名、計15名の委員で構成されている。委員のうち労働者委員及び使用者委員は、それぞれ県内の労働組合及び使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は、労働者委員・使用者委員の同意を得て、いずれも知事が任命し、その任期は2年となっている。

会長と会長代理は、公益委員の中から委員の選挙によって選ばれている。

労働委員会は、労調法第10条及び第11条の規定により学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、労働争議のあっせんに当たらせている。

また、労組法第19条の12の規定により、労働委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局長以下必要な職員が配置されている。

2 委 員

令和6年は、第44期委員（令和4年9月14日付け任命）によって令和6年9月13日まで運営された。

また、令和6年9月14日付けで第45期委員が任命され、第1259回臨時総会で会長に福田恵巳委員、会長代理に早川智津子委員がそれぞれ選任された。

なお、令和6年には、次のとおり委員の交替があった。

退任	富吉 賢太郎 委員	9月13日	新任	大隈 知彦 委員	9月14日
----	-----------	-------	----	----------	-------

第44期〔R4(2022).9.14～R6(2024).9.13〕佐賀県労働委員会委員名簿

区分	氏 名	職 名	備 考
公益委員	会 長 ふくだ えみ 福田 恵巳	弁護士	平 22.9.14 就任
	会長代理 とみよし けんたろう 富吉 賢太郎	学校法人佐賀清和学園理事長	平 16.9.14 就任
	こにし え 小西 みも恵	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	平 24.4.1 就任 (令 5.3.31 退任)
	はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.9.14 就任
	よしだ かずほ 吉田 一穂	弁護士	令 4.9.14 就任
労働者委員	のがた だいすけ 野方 大輔	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	令 5.4.1 就任
	くさば よしき 草場 義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	平 29.12.20 就任
	おがわ りゅうじ 小川 龍二	全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	令 2.9.14 就任
	こんどう みちよ 近藤 三千代	UAゼンセン佐賀県支部長	令 4.9.14 就任
	ひがしじま みか 東島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	令 4.9.14 就任
使用者委員	まつお かずひさ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	令 4.9.14 就任
	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	平 22.9.14 就任
	にべ かずひろ 仁部 和浩	株式会社戸上電機製作所取締役上席執行役員 管理本部長	平 26.9.14 就任
	おりた よしろう 織田 佳郎	王子マテリア株式会社佐賀工場事務部長	平 29.8.25 就任
	そえじま かずみつ 副島 和光	松尾建設株式会社常勤監査役	令 4.9.14 就任
員	つるだ としひろ 鶴田 利浩	東亜工機株式会社取締役総務部長	令 4.9.14 就任

※ 職名は、令和 6 年 9 月 13 日現在（但し、退任者は退任時の職名）

第45期〔R6(2024).9.14～R8(2026).9.13〕佐賀県労働委員会委員名簿

区分	氏名	職名	備考
公益委員	会長 ふくだ えみ 福田 恵巳	弁護士	平 22.9.14 就任
	会長代理 はやかわ ちづこ 早川 智津子	国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.9.14 就任
	よしだ かずほ 吉田 一穂	弁護士	令 4.9.14 就任
	のがた だいすけ 野方 大輔	国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	令 5.4.1 就任
	おおくま ともひこ 大隈 知彦	元株式会社佐賀新聞社論説委員長	令 6.9.14 就任
労働者委員	くさば よしき 草場 義樹	日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	平 29.12.20 就任
	おがわ りゅうじ 小川 龍二	全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	令 2.9.14 就任
	こんどう みちよ 近藤 三千代	U A ゼンセン佐賀県支部長	令 4.9.14 就任
	ひがしじま みか 東 島 美香	日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	令 4.9.14 就任
	まつお かずひさ 松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	令 4.9.14 就任
使用者委員	ふくも ゆうじ 福母 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	平 22.9.14 就任
	に べ かずひろ 仁部 和浩	株式会社戸上電機製作所取締役上席執行役員 管理本部長	平 26.9.14 就任
	おりた よしろう 織田 佳郎	王子マテリア株式会社佐賀工場事務部長	平 29.8.25 就任
	そえじま かずみつ 副島 和光	松尾建設株式会社常勤監査役	令 4.9.14 就任
	つるだ としひろ 鶴田 利浩	東亜工機株式会社取締役総務部長	令 4.9.14 就任

※ 職名は、令和 6 年 12 月末日現在

3 あっせん員候補者

当委員会では、18名のあっせん員候補者を委嘱している。その任期に定めはなく、委員の改選後の総会において、委嘱、解任の審議、決定をしている。

令和6年12月末日現在

氏 名	職 名	委嘱年月日
ふくだ えみ 福田 恵巳	県労委会長・弁護士	平 22.9.15
はやかわ ちづこ 早川 智津子	県労委委員・国立大学法人佐賀大学経済学部教授	令 2.10.7
よしだ かずほ 吉田 一穂	県労委委員・弁護士	令 4.9.16
のがた だいすけ 野方 大輔	県労委委員・国立大学法人佐賀大学経済学部准教授	令 5.4.12
おおくま ともしこ 大隈 知彦	県労委委員・元株式会社佐賀新聞社論説委員長	令 6.9.24
くさば よしき 草場 義樹	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会会長	平 30.1.17
おがわ りゅうじ 小川 龍二	県労委委員・全日通労働組合福岡支部佐賀県協議会議長	令 2.10.7
こんどう みちよ 近藤 三千代	県労委委員・U Aゼンセン佐賀県支部長	令 4.9.16
ひがしじま みか 東島 美香	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会副事務局長	令 4.9.16
まつお かずひさ 松尾 和寿	県労委委員・日本労働組合総連合会佐賀県連合会事務局長	令 4.9.16
ふくも ゆうじ 福母 祐二	県労委委員・佐賀県経営者協会専務理事	平 17.9.7
にべ かずひろ 仁部 和浩	県労委委員・株式会社戸上電機製作所取締役上席執行役員 管理本部長	平 26.9.17
おりた よしろう 織田 佳郎	県労委委員・王子マテリア株式会社佐賀工場事務部長	平 29.9.6
そえじま かずみつ 副島 和光	県労委委員・松尾建設株式会社常勤監査役	令 4.9.16
つるだ としひろ 鶴田 利浩	県労委委員・東亜工機株式会社取締役総務部長	令 4.9.16
こばやし くみ 小林 久美	県労委事務局長	令 6.5.8
わしざき かずのり 鷺崎 和徳	県労委事務局総務調整課長	令 6.4.10
のざき ともかず 野崎 知和	佐賀県産業労働部産業人材課長	令 6.4.10

※「佐賀県労働委員会」を「県労委」と略記。

4 事 務 局

当労働委員会事務局の機構及び課の分掌事務は、「佐賀県労働委員会事務局処務規程」により定められている。

令和6年12月末日現在

区 分		氏 名	分 掌 事 務 そ の 他	入局年月日
事務局長（併任） （人事委員会事務局長）		小 林 久 美	局の統括	令 6. 4. 15
総 務 調 整 課	課長	鷺 崎 和 徳	課の統括	令 6. 4. 1
	副課長	橋 本 高 宏	課長の補佐 栄典・表彰、職員の能力向上	令 4. 10. 14
	（兼）副課長 （本務は産業人材課）	原 田 将	課長の補佐	令 5. 1. 24
	係長	岡 部 淳 子	労働争議等の調整関係事務及び 不当労働行為等の審査関係事務 の総括	令 5. 10. 13
	主査	清 本 真 由	労働争議等の調整関係事務	令 4. 4. 1
	主査	増 田 健 斗	不当労働行為等の審査関係事務 財務事務	令 4. 4. 1
	主事	江 口 友 莉 恵	不当労働行為等の審査関係事務	令 4. 4. 1
	主事（臨任）	川 原 健	総会関係事務、広報関係事務	令 5. 11. 21
	「併」主事 （本務は人事委員会事務局）	横 山 里 帆	人件費、予算決算、収入、支出	令 5. 10. 13
	「併」会計年度任用職員 （本務は人事委員会事務局）	馬 場 加 代 子	収入、支出	令 6. 4. 1

第2節 職 務 権 限

労働委員会の職務権限は、労組法、労調法及び地公労法等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査に関する事項（労組法第5条、第11条、地公労法第4条）
- (2) 労働協約の拡張適用の決議に関する事項（労組法第18条）
- (3) 不当労働行為の審査に関する事項（労組法第27条～第27条の18、地公労法第4条）
- (4) 地方公営企業等の職員のうち、労組法第2条第1号に規定する非組合員に該当する者の範囲の認定及び告示に関する事項（地公労法第5条第2項）
- (5) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事項（労調法第2章、第3章、第4章、地公労法第4条、第14条、第15条）
- (6) 争議行為発生届の受理に関する事項（労調法第9条）
- (7) 公益事業における争議行為予告通知に関する事項（労調法第37条）
- (8) 事務を行うために必要な関係者の出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求めること及び臨検などの強制権限（労組法第22条）
- (9) 労調法第37条違反の処罰請求に関する事項（労調法第42条、同施行令第11条）
- (10) 公共職業安定所に対する同盟罷業・作業所閉鎖のおそれ大きい労働争議の発生等の通報（職業安定法第20条第2項）
- (11) 個別労働関係紛争のあっせん（地方自治法第180条の2）

上記権限のうち、(1)、(3)、(4)、(9)のいわゆる準司法的機能は、事件の性質上中立的性格を有する公益委員のみの職務権限に属するものであり、これに関する決定は公益委員会議によって行われる。

第3節 業 務 運 営

労働委員会の業務及び諸手続は、労組法、労調法、地公労法、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）及び個別労働関係紛争のあっせんに関する要領（以下「個別要領」という。）等の定めるところにより行われているが、その概要は次のとおりである。

(1) 労働委員会の会務

労働委員会の会務は、会長が総理する。会長がその職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。（労組法第19条の9、第19条の12第6項）

(2) 労働委員会の会議

ア 総 会 全委員によって行う会議であり、労委規則第5条第1項に規定する事項を審議するほか、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会、小委員会の会議の決定、経過等の報告及びあっせんの経過報告を受けて、労働委員会の活動状況を総合的に把握し、委員会活動の基調をなすものである。（労組法第21条、労委規則第3条～第7条）

イ 公益委員会議 公益委員のみによって行われる会議であり、会長が必要に応じて招集し、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等労委規則第9条第1項に規定する事項を審議・決定する。（労組法第24条の2第3項本文、地公労法第16条の2、労委規則第3条第1項、第8条～第10条）

ウ 調 停 委 員 会 公・労・使各側を代表する委員又は知事が任命する特別調整委員の中から会長が指名する調停委員（労使は同数）によって構成され、労働争議の調停に当たる。（労調法第18条～第28条、地公労法第14条、労委規則第3条第2項、第11条）

エ 仲 裁 委 員 会 公益委員又は特別調整委員の中から関係当事者の合意（合意がない場合当事者の意見聴取）により選定された者の中から会長が指名する仲裁委員（3名）によって構成され、労働争議の仲裁に当たる。（労調法第30条～第35条、地公労法第15条、労委規則第3条第2項、第11条）

オ 小 委 員 会 会長は総会の議決又は承認に基づき、総会付議事項中特定事項の調査・審議を行うため委員（労使は同数）を指名して小委員会を設けることができる。（労委規則第5条第5項～第7項、第11条）

カ 各種連絡会議 労委規則第86条の規定に基づいて、労働委員会相互間の連絡を密にし、関係法令の解釈・運用等その事務処理につき必要な統一と調整を図るため、全国及び各地域別に公・労・使の三者による連絡協議会並びに会長・公益委員の連絡会議、労側・使側連絡会議、事務局長会議等が設けられ、それぞれ開催されている。（労委規則第86条）

(3) 労働組合の資格審査

労働組合が、労働者委員を推薦する場合、不当労働行為の申立てをする場合、法人登記をする場合等において、当該組合が労組法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて審査（資格審査）を行う。

資格審査は会長の指揮によって行われるが、公益委員のうちから一人又は数人の委員を選んで審査を担当させることもできる。（労組法第5条、第11条、労委規則第22条～第27条）

(4) 不当労働行為の審査

使用者が労組法第7条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けた場合に、審査（調査、審問、命令等）を行う。

不当労働行為の審査は会長の指揮によって行われるが、公益委員の中から一人又は数人の委員を選んで審査を担当させることもできる。

なお、審査手続細則は労委規則に定められているが、当労働委員会では「不当労働行為事件審査促進に関する申合せ（昭和45.6.3第503回総会制定、平成17.3.2第1008回総会改正、平成27.3.4第1138回総会改正、平成30.3.7第1176回総会改正、令和3.8.5第1220回総会改正）」を定めて、事件処理の促進を図っている。（労組法第27条～第27条の18、労委規則第29条～第56条）

(5) 労働争議の調整

ア 実情調査 労働争議が発生したときは、会長は必要に応じ委員、特別調整委員若しくは職員にその実情を調査させ又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。

その労働争議が公益事業に係るものであるときは、会長は、速やかに、この調査をさせ又は依頼しなければならない。（労委規則第62条の2）

イ あっせん 労働争議が発生したときは、会長は関係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者の中からあっせん員を指名してあっせんを行わせる。（労調法第10条～第16条、地公労法第4条、労委規則第64条～68条）

ウ 調 停 調停委員会は、労働争議に関し、①関係当事者の双方（労働協約の定めに基づく申請又は公益事業関係事件の申請は当事者の一方でも可）から申請があったとき、②公益事業関係事件で労働委員会が職権調停を決議したとき、③公益事業関係事件又は公益に著しい障害を及ぼす事件につき厚生労働大臣又は知事から調停請求があったとき等は、関係当事者からの意見聴取、調停案の作成、提示等の調停作業を行う。（労調法第17条～第28条、労委規則第69条～第77条、地公労法第4条、第14条）

エ 仲 裁 仲裁委員会は、労働争議に関し、①関係当事者の双方（労働協約の定めに基づく申請は当事者の一方でも可）から申請があったとき、②地方公営企業等関係事件で労働委員会が職権仲裁を決議したとき、③地方公営企業等関係事件で厚生労働大臣又は知事から仲裁請求があったとき等は、関係当事者からの意見聴取、仲裁裁定書の作成、交付等の仲裁作業を行う。

仲裁裁定は労働協約と同一の効力を有する。（労調法第 29 条～第 35 条、労委規則第 78 条～第 81 条、地公労法第 4 条、第 15 条、第 16 条）

(6) 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争の当事者の一方又は双方からあっせんの申請がなされ、会長があっせんを行うことを適当と認めたときは、あっせん員候補者の中からあっせん員を指名してあっせんを行わせる。（個別要領）

(7) 事務局及び事務局職員の職務

労働委員会にその事務を整理するため事務局を置くこととされており、事務局に会長の同意を得て知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くこととされている。

事務局職員は、労働委員会の会議に関する事務を処理するほか、労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等労働委員会の業務手続きにおいて、それぞれ会長の指名を受けて担当職員となり委員を補佐するとともに事務を処理し又は実情調査を行い、その他必要な調査業務等に従事する。

第2章 会 議

令和6年は定例総会が12回、臨時総会が2回、公益委員会議が4回開催されたほか、全国労働委員会連絡協議会総会など各種連絡会議が開催されており、その概要は次のとおりである。

1 総 会

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1250 回	1. 10	(協議事項) ・ 第 91 回九州労働委員会連絡協議会の議題提出について ・ 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会への議題提出について ・ 労働委員会制度創設 80 周年記念行事に係る提案の募集について (報告事項) ・ 令和 5 年（個）第 5 号事件について ・ 令和 5 年（個）第 6 号事件について ・ 令和 5 年（個）第 7 号事件について ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について (委員研修) ・ 最近の審査事件について ・ 労働経済指標について
第 1251 回	2. 14	(協議事項) ・ 令和 6 年度定例総会開催計画及び研修計画（案）について (報告事項) ・ 令和 5 年（個）第 5 号事件について ・ 令和 5 年（個）第 6 号事件について ・ 第 91 回九州労働委員会連絡協議会の議題提出について ・ 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会への議題提出について ・ 労働委員会制度創設 80 周年記念行事に係る提案について (委員研修) ・ 使用者委員による研修 (その他) ・ 労使紛争に関する相談件数について
第 1252 回	3. 13	(報告事項) ・ 令和 5 年（個）第 7 号事件について ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・ 審査事件先進地視察研修について (委員研修) ・ 最近の調整事件について ・ 労働経済指標について

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1253 回	4. 10	(協議事項) ・ あっせん員候補者の委嘱・解任について (報告事項) ・ 令和 6 年度研修計画について ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について (委員研修) ・ 最近の審査事件について ・ 労働経済指標について
第 1254 回	5. 8	(協議事項) ・ あっせん員候補者の委嘱について (報告事項) ・ 令和 6 年度九州労働委員会会長会議について ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について (委員研修) ・ 第 91 回九州労働委員会連絡協議会の議題検討について ・ 労働経済指標について (その他) ・ 労使紛争に関する相談件数について
第 1255 回	6. 12	(協議事項) ・ 令和 6 年度事例研究会及び委員特別研修について ・ 「個別労働関係紛争のあっせんに関する要領」の一部改正について (報告事項) ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・ 第 91 回九州労働委員会連絡協議会について (委員研修) ・ 公益委員による研修 ・ 労働経済指標について
第 1256 回	7. 11	(報告事項) ・ 令和 6 年度全国労働委員会会長連絡会議について ・ 労働組合の資格審査について ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について (委員研修) ・ 最近の調整事件について ・ 労働経済指標について
第 1257 回	8. 7	(報告事項) ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について (委員研修) ・ 最近の審査事件について ・ 労働経済指標について (その他) ・ 令和 6 年度広報計画について ・ 労使紛争に関する相談件数について

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1258 回	9. 10	(委員研修) ・労働経済指標について (その他) ・第 44 期労働委員会の活動について
第 1259 回 (臨時)	9. 24	会長及び会長代理の選挙
第 1260 回 (臨時)	9. 24	(協議事項) ・労働委員会委員改選に伴うあっせん員候補者の委嘱・解任 (その他) ・各側幹事の選任について ・情報公開・個人情報保護検討委員会委員の選任について ・労働委員会制度あり方検討委員会委員の選任について (その他) ・令和 6 年度定例総会開催計画及び研修計画について ・令和 7 年度定例総会開催計画及び研修計画（案）について
第 1261 回	10. 10	(報告事項) ・令和 6 年（個）第 1 号事件について ・令和 6 年（個）第 2 号事件について (委員研修) ・労働者委員による研修 (その他) ・令和 6 年度広報計画について ・労働委員会制度の活用促進に向けた取組について
第 1262 回	11. 6	(協議事項) ・第 92 回九州労働委員会連絡協議会の議題提出について (報告事項) ・争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・令和 6 年（個）第 1 号事件の対応状況について ・令和 6 年（個）第 2 号事件の対応状況について ・九州労働委員会公益委員連絡会議について (委員研修) ・第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会の議題検討について ・労働経済指標について (その他) ・労使紛争に関する相談件数について ・労働委員会制度の活用促進に向けた取組について ・令和 6 年度委員特別研修について

総会番号	期日	付 議 事 項
第 1263 回	12. 11	(報告事項) ・ 争議行為予告通知に係る県内関係状況について ・ 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会について ・ 令和 6 年（個）第 1 号事件の結果について ・ 令和 6 年（個）第 2 号事件の対応状況について (その他) ・ 労働委員会制度の活用促進に向けた取組について (委員研修) ・ 最近の調整事件について ・ 労働経済指標について

2 公益委員会議

委員会議番号	期日	付 議 事 項 等
第 847 回	2. 14	・ 令和 6 年度公益委員出席予定の諸会議について ・ 全国労働委員会会長連絡会議の議題について ・ 九州労働委員会会長会議の議題について ・ 令和 6 年度委員研修及び事例研究会の担当委員について
第 848 回	4. 10	・ 令和 6 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題募集について ・ 令和 6 年度九州労働委員会会長会議の議題検討について
第 849 回	7. 8	・ 労働組合資格審査について
第 850 回	10. 10	・ 令和 6 年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題回答について

3 小委員会

- 情報公開・個人情報保護検討委員会（昭和 62. 10. 1 設置）
令和 6 年中には、協議すべき事項がなく開催されなかった。
- 労働委員会制度あり方検討委員会（平成 11. 9. 20 設置）
令和 6 年中には、協議すべき事項がなく開催されなかった。

4 各種連絡会議

令和6年中に開催された諸会議は、次のとおりである。

(1) 全国諸会議

① 全国労働委員会会長連絡会議

期日 令和6年6月14日

場所 岐阜県

② 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

期日 令和6年11月14日～15日

場所 東京都

(2) 九州ブロック諸会議

① 2023年度第4回労委労協命令研究会

期日 令和6年1月18日

場所 WEB開催

② 2023年度九州ブロック労委労協第2回幹事会、命令研究会

期日 令和6年2月29日～3月1日

場所 沖縄県

③ 2024年度第1回労委労協命令研究会

期日 令和6年4月9日

場所 WEB開催

④ 九州労働委員会会長会議

期日 令和6年4月18日

場所 福岡県

⑤ 2024年度九州ブロック労委労協総会・研修会

期日 令和6年5月15日～16日

場所 沖縄県

⑥ 第91回九州労働委員会連絡協議会

期日 令和6年5月16日～17日

場所 沖縄県

⑦ 2024年度第2回労委労協命令研究会

期日 令和6年7月11日

場所 WEB開催

⑧ 2024年度九州ブロック労委労協第1回幹事会

期日 令和6年9月26日～27日

場所 熊本県

⑨ 第50回九州地区労働委員会使用者委員研修会

期日 令和6年9月26日～27日

場所 宮崎県

- ⑩ 2024 年度第 3 回労委労協命令研究会
期日 令和 6 年 10 月 17 日
場所 WEB 開催
- ⑪ 令和 6 年度九州労働委員会公益委員連絡会議
期日 令和 6 年 10 月 17 日
場所 熊本県
- ⑫ 第 58 回九州経営法曹大会
期日 令和 6 年 11 月 6 日～7 日
場所 熊本県
- ⑬ 令和 6 年度九州・沖縄地区労使関係セミナー
期日 令和 6 年 12 月 18 日
場所 長崎県

5 事例研究会

委員会議番号	期日	付 議 事 項 等
第 75 回	2. 21	テーマ：「固定残業代をめぐる論点と近時の最高裁判例について」 講 師：公益委員 吉田 一穂
第 76 回	4. 17	令和 5 年（個）第 1 号事件について 解 説：①パワーハラスメントとは ②パワハラに関する事業主の義務について ③パワハラの実態について
第 77 回	6. 19	テーマ：「企業は誰のために経営されているのか」 講 師：公益委員 野方 大輔
第 78 回	8. 21	令和 5 年（調）第 1 号事件について 論 点：①配転命令権の濫用 ②配転拒否を理由とした解雇
第 79 回	10. 16	テーマ：「従業員の債務整理に関する諸問題」 講 師：公益委員 福田 恵巳

6 委員特別研修

期 日：令和 6 年 1 月 17 日
 テーマ：①副業・兼業について
 ②時間外労働の上限規制について
 ③月 60 時間超えの時間外労働の賃金 50%割増について
 ④労働条件明示のルールについて
 講 師：佐賀労働局

第3章 佐賀県労働委員会の活動状況

第1節 不当労働行為の審査

不当労働行為事件について、令和6年は前年からの繰越及び新規申立のいずれもなかった。

第2節 不当労働行為事件の再審査

佐賀県労働委員会を初審とする不当労働行為事件で、令和6年に中央労働委員会に係属したものはなかった。

第3節 行政訴訟事件

佐賀県労働委員会を当事者とする行政訴訟事件で、令和6年に係属したものはなかった。

第4節 労働組合の資格審査

1 概 要

労働組合の資格審査について、令和6年は新規申請が1件で、申請事由の内訳は労働委員会労働者委員推薦に係る申請であった。また、翌年への繰り越しはなかった。

2 資格審査一覧表

番号	申請組合名	申請事由	申請年月日	終結年月日	終結区分
1	X1組合	委員推薦	R6. 6. 19	R6. 7. 8	適合

第5節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条に基づく非組合員の範囲の認定・告示等

地方公営企業又は特定地方独立行政法人（以下「地方公営企業等」という。）からの認定・告示について、令和6年の申出はなかった。また、地方公営企業等からの職の新設等に係る通知もなかった。

第6節 労働争議の調整

1 概 要

令和6年中に取り扱った調整事件はなかった。

2 調整事件一覧表

該当なし

3 争議行為予告通知に係る県内関係状況調査一覧表

番号	争議行為予告通知者名	調査月日	調査事項	備 考
1	全日本運輸産業労働組合連合会	1 月 9 日	年末一時金 闘争等	中央労働委員会への 争議行為予告通知
2	全日本建設交運一般労働組合	3 月 6 日 4 月 2 日 5 月 1 日	2024 年春闘 及び夏季一 時金闘争	〃
3	全日本運輸産業労働組合連合会	3 月 6 日 4 月 2 日 5 月 1 日 6 月 4 日 7 月 1 日 8 月 1 日	賃金引上げ 等	〃
4	全日本運輸産業労働組合連合会	6 月 4 日 7 月 1 日	一時金の要 求貫徹等	〃
5	全日本運輸産業労働組合連合会	11 月 5 日 12 月 2 日	年末一時 金、雇用対 策等	〃

第7節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 要

令和6年中に取り扱った個別労働関係紛争のあっせんは5件であった。終結状況は、解決が2件、打切りが2件、取下げが1件であった。

2 あっせん一覧表

一連番号	暦年番号	業 種	あっせん事項	申請者区分	申請年月日	終結区分	終結年月日	あっせん員 (公) (労) (使)
119	R5 5号	医療、福祉	① ボーナス減額撤回 ② 時間外労働未払い賃金の支払い ③ 助手業務メインの撤回	労	R5 ・ 12 ・ 19	打切り	R6 ・ 1 ・ 15	野方 草場 福母
120	R5 6号	農業、林業	① 解雇撤回 ② 職場環境の見直し・パワハラに対する謝罪 ③ 慰謝料請求	労	R5 ・ 12 ・ 19	打切り	R6 ・ 1 ・ 30	吉田 小川 副島
121	R5 7号	教育、学習支援業	退職金の支給	労	R5 ・ 12 ・ 25	解決	R6 ・ 2 ・ 8	富吉 東島 仁部
122	R6 1号	医療、福祉	解雇撤回	労	R6 ・ 9 ・ 25	解決	R6 ・ 11 ・ 8	野方 松尾 織田
123	R6 2号	サービス業	職場復帰及び職場復帰までの期間の保障 それに応じなければ、慰謝料の請求	労	R6 ・ 9 ・ 30	取下げ	R6 ・ 12 ・ 27	福田 近藤 副島

第8節 労使紛争に関する相談

1 概 要

令和6年中に取り扱った労使紛争に関する相談は104件で、その内容は、不当労働行為に係るものが1件、労働争議に係るものが1件、個別労働関係紛争に係るものが102件であった。このうち申請に至ったものは、個別労働関係紛争のあっせん2件であった。

2 内 訳

不当労働行為	労働争議	個別労働関係紛争	計
1	1	102	104

第9節 広報活動

1 概 要

労働委員会の制度を県民に広く知ってもらうために、平成21年度から全国的に取り組んでいる10月の個別労働関係紛争処理制度周知月間に合わせ、重点的な広報活動を行った。

2 広報一覧表

取 組	内 容
県施設、関係機関等へのリーフレット設置	○周年 ・県民ホール、アバンセ（佐賀県立男女参画センター・佐賀県立生涯学習センター）、県立図書館、市町等関係機関に定期的な設置状況の確認及びリーフレットの適宜追加
医療機関（精神科・心療内科）へのリーフレット設置	○周年 ・広報リーフレットを設置している県内の精神科・心療内科に定期的な設置状況の確認及びリーフレットの適宜追加
県内高等学校等の生徒へのリーフレット配布	○1月 ・県内高等学校及び専門学校の生徒に広報リーフレットを配布

取 組	内 容
関係団体訪問	○6月27日（木） ・連合佐賀東部地域協議会において、事務局職員が労働委員会制度を説明 ○10月2日（水） ・事務局長が関係団体（5団体）を訪問し、労働委員会及び重点受付週間等の周知を依頼 ○10月7日（月） ・会長が弁護士会等（3団体）を訪問し、労働委員会及び重点受付週間等の周知を依頼 ○12月13日（金） ・佐賀県経営者協会総務委員会において、事務局長が労働委員会制度を説明
パネル展の実施	○9月26日（木）～10月29日（火） ・県立図書館において労働委員会制度等の周知パネル、広報ポスター及び広報リーフレット等を設置 ○10月1日（火）～10月4日（金） ・アバンセにおいて労働委員会制度等の周知パネル、広報ポスター及び広報リーフレット等を設置
マスコミ訪問	○9月30日（月） ・事務局長が県内マスコミ（県内の新聞社とテレビ・ラジオ局：4社）を訪問し、労働委員会及び重点受付週間等の周知を依頼
記者発表（プレスリリース）	○9月30日（月） ・「労使間のトラブル無料相談重点受付週間」の設定についてプレスリリースを実施
県民ホール大型スクリーンで動画放映	○10月1日（火）～11月3日（日） ・県民ホール大型スクリーンで広報動画を放映
ウェブサイトへの広告掲載	○10月1日（火）～12月13日（金） ・検索サイト（Yahoo!、Google）にリスティング広告を掲載
ポスティングチラシへの広告掲載	○10月10日（木）～10月14日（月） ・佐賀市内で配布されている「ポスぴ～」に広告を掲載
新聞折込求人誌への広告掲載	○10月12日（土） ・県内で配布されている「ぴーぷる」に広告を掲載

取 組	内 容
県・市町広報誌、HP等への掲載	○10月 ・県内市町広報誌及びHPに重点受付週間の記事を掲載 ○10月21日（月） ・県広報広聴課アカウントのSNS（Facebook、X(旧Twitter)）に重点受付週間の記事を掲載
街頭PR活動	○10月21日（月）17時30分～18時00分 ・佐賀駅及び佐賀駅バスセンターにて委員及び事務局職員による広報リーフレット及びノベルティグッズの配布
テレビ・ラジオによる広報	○10月 ・アイテレビ、イレブンテレビ、鹿島市民チャンネル、ケーブルワン、はがくれテレビ、はっぴとすびジョン、ぶんぶんテレビで労働委員会及び重点受付週間等についての広報動画の放映（会長出演） ○10月21日（月）18時15分～（約5分） ・FM佐賀にて労働委員会及び重点受付週間等について紹介（会長出演） ○10月24日（木）15時25分～（約1分半） ・サガテレビの地元情報番組内で労働委員会及び重点受付週間等について紹介（公益委員2名出演） ○10月28日（月）～11月1日（金） ・FM佐賀にて1日3～4回20秒スポットCMを放送
「労使間のトラブル相談重点受付週間」の設定	○10月28日（月）～11月3日（日） ・「労使間のトラブル相談重点受付週間」を設定し、労働相談の対応時間を拡大 平日：午前8時30分～午後8時 土日：午前9時～午後5時

○ 審 査 事 件 取 扱 状 況

(1) 不当労働行為審査事件

(佐賀県労働委員会に不当労働行為事件として申し立てられた審査事件)

(ア) 申立件数

年 区分	H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
前年より繰越し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 規 受 付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本 年 終 結	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次 年 へ 繰 越 し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 条項別申立件数

年 号別 (労組法 7 条)	H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
1 号										
2 号										
3 号										
1・2 号										
1・3 号										
2・3 号										
1・2・3 号										
1・3・4 号										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(ウ) 業種別申立件数

年 業 業 別	H27	28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6
全 産 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 、 林 業										
漁 業										
鉱業、採石業、砂利採取業										
建 設 業										
製 造 業										
電気・ガス・熱供給・水道業										
情 報 通 信 業										
運 輸 業 、 郵 便 業										
卸 売 業 、 小 売 業										
金 融 業 、 保 険 業										
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業										
学術研究、専門・技術サービス業										
宿泊業、飲食サービス業										
生活関連サービス業、娯楽業										
教 育 、 学 習 支 援 業										
医 療 、 福 祉										
複 合 サ ー ビ ス 事 業										
サ ー ビ ス 業										
公 務										
分 類 不 能 の 産 業										

(エ) 申立人別申立件数

年 区分		H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
前年より 繰越し	組 合										
	個 人										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新規受付	組 合										
	個 人										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本年終結	組 合										
	個 人										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年へ 繰越し	組 合										
	個 人										
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(オ) 従業員規模別申立件数

従業員規模	年	H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
49 名以下											
50 名～99 名											
100 名～199 名											
200 名～299 名											
300 名～499 名											
500 名～999 名											
1,000 名以上											
申立件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(カ) 終結状況

年 区分		H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
終 結 件 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和 解 ・ 取 下 げ											
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済										
	一 部 救 済										
	棄 却										
	却 下										
	小 計										

(キ) 審問回数別終結件数

年 審問回数		H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
な し											
1 回											
2 回											
3 回											
4 回											
5 回											
6 回											
7 回											
8 回											
9 回											
10 回											
11～15 回											
16～20 回											
21～30 回											
31 回以上											
終結件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(ク) 年次別処理日数

年 区分	命 令 ・ 決 定			和 解 ・ 取 下 げ			総 平 均 所要日数
	件数	総所要日数	平均所要日数	件数	総所要日数	平均所要日数	
平成 27							
28							
29							
30							
平成 31・令和元							
2							
3							
4							
5							
6							

(ケ) 階層別処理日数

日数 区分	1 ㄱ	51 ㄱ	101 ㄱ	151 ㄱ	201 ㄱ	251 ㄱ	301 ㄱ	351 ㄱ	401 ㄱ	501 ㄱ	1000 以上	総件 数
命令・決定	50	100	150	200	250	300	350	400	500	999	20	45
和解・取下げ	97	33	17	5	5	2	1	4	2	2	168	336

(昭和 24 年～令和 6 年)

(2) 労働組合の資格審査

(ア) 資格審査処理件数

年 区分		H27	28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6
新規受付		0	2	1	2	1	2	0	1	0	1
取扱件数	取下げ・打切										
	適合		2	1	2	1	2		1		1
	不適合										
	翌年へ繰越し										
補正勧告											

(イ) 事由別資格審査申請状況

年 事由別		H27	28	29	30	H31・ R元	2	3	4	5	6
新規受付	委員推薦		2	1	2	1	2		1		1
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	2	1	2	1	2	0	1	0	1
取扱件数	委員推薦		2	1	2	1	2		1		1
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	2	1	2	1	2	0	1	0	1

(ウ) 資格審査終結内訳

年 事由別		H27	28	29	30	H31・ R 元	2	3	4	5	6
取下・ 打切	委員推薦										
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
適合	委員推薦		2	1	2	1	2		1		1
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	2	1	2	1	2	0	1	0	1
不適合	委員推薦										
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	委員推薦		2	1	2	1	2		1		1
	不当労働行為										
	法人登記										
	総会決議										
	計	0	2	1	2	1	2	0	1	0	1

○ 調 整 事 件 取 扱 状 況

(1) あっせん・調停・仲裁別申請件数

年 \ 区分	あっせん	調 停	仲 裁	計
平成 27	1			1
28	3			3
29	1			1
30	3			3
平成31・令和元				0
令和 2	1			1
3				0
4				0
5	1			1
6				0

(2) 調整事件申請者別件数

年 \ 区分	労働者	使用者	双 方	職 権	計
27		1			1
28	3				3
29	1				1
30	3				3
平成31・令和元					0
令和 2	1				1
3					0
4					0
5	1				1
6					0

(3) 調整事件要求項目別件数

年	要求項目	賃金 増額	一時金	解雇	賃金 未払	労働 協約	団交 促進	事業休 廃止事 業縮小	配置 転換	その他	計
27							1				1
28							2			2	4
29										1	1
30							2			2	4
平成31・令和元											0
令和 2					1				1	2	4
3											0
4											0
5									1		1
6											0

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には必ずしも一致しない。

(4) 調整事件所要日数

年	区分	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～60日	61日以上	計
27					1		1
28					1	2	3
29				1			1
30						3	3
平成31・令和元							0
令和 2					1		1
3							0
4							0
5						1	1
6							0

(5) 調整事件終結状況

区分 年	前年から繰越し	終 結 状 況					翌年へ繰越し
		解 決	打切り	取下げ	不開始	計	
27		1				1	
28		2	1			3	
29			1			1	
30		2	1			3	
平成31・令和元						0	
令和 2		1				1	
3						0	
4						0	
5		1				1	
6						0	

(6) 調整事件業種別件数

年 産 業 別	27	28	29	30	H31・ R元	R2	3	4	5	6
全 産 業	1	3	1	3	0	1	0	0	1	0
農 業 、 林 業										
漁 業										
鉱業、採石業、砂利採取業										
建 設 業										
製 造 業										
電気・ガス・熱供給・水道業										
情 報 通 信 業										
運 輸 業 、 郵 便 業									1	
卸 売 業 、 小 売 業										
金 融 業 、 保 険 業										
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業										
学術研究、専門・技術サービス業				1						
宿泊業、飲食サービス業										
生活関連サービス業、娯楽業						1				
教 育 、 学 習 支 援 業			1							
医 療 、 福 祉		2		1						
複 合 サ ー ビ ス 事 業										
サ ー ビ ス 業	1	1		1						
公 務										
分 類 不 能 の 産 業										

○ 個別労働関係紛争のあっせん取扱状況

(1) あっせん申請件数

年	区分	あっせん
令和	2	7
	3	6
	4	3
	5	7
	6	2

(2) あっせん申請者別件数

年	区分	労働者	事業主	計
令和	2	7		7
	3	6		6
	4	3		3
	5	7		7
	6	2		2

(3) あっせん要求項目別件数

年	要求項目	賃金増額	一時金	解雇・雇止め	退職・退職一時金	賃金未払	配置転換	その他	計
令和	2			1		2	1	6	10
	3			3				5	8
	4			2				3	5
	5		1	1	1	1	1	7	12
	6			1				3	4

(注) 要求項目は複数あるため申請件数には一致しない。

(4) あっせん所要日数

年	区分	1日～10日	11日～20日	21日～30日	31日～60日	61日以上	計
令和	2	1			7	1	9
	3	1			4	1	6
	4			1	1	1	3
	5				1	3	4
	6			1	3	1	5

(注) あっせん所要日数では、年を繰越したものは、終結した年に計上している。

(5) あっせん終結状況

区分 年	前年から 繰越し	終 結 状 況				計	翌年へ 繰越し
		解 決	打切り	取下げ	不開始		
令和 2	2	2	6		1	9	
3	0	3	2		1	6	
4	0	2	1			3	
5	0	4				4	3
6	3	2	2	1		5	

(6) あっせん業種別件数

産業別 年	R2	3	4	5	6
全 産 業	7	6	3	7	2
農 業 、 林 業		1		1	
漁 業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建 設 業					
製 造 業	2	1	1		
電気・ガス・熱供給・水道業					
情 報 通 信 業					
運 輸 業 、 郵 便 業		1			
卸 売 業 、 小 売 業	1		1	4	
金 融 業 、 保 険 業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業			1		
宿泊業、飲食サービス業	1				
生活関連サービス業、娯楽業					
教 育 、 学 習 支 援 業		1		1	
医 療 、 福 祉	3	2		1	1
複 合 サ ー ビ ス 事 業					
サ ー ビ ス 業					1
公 務					
分 類 不 能 の 産 業					

○ 労使紛争に関する相談件数

年 \ 区分	不当労働行為	労働争議の調整	個別労使紛争	計
27	4	9	68	81
28	1	7	62	70
29	0	6	45	51
30	6	9	85	100
平成31・令和元	0	2	80	82
令和 2	1	3	101	105
3	0	2	103	105
4	0	5	87	92
5	0	3	72	75
6	1	1	102	104

○ 佐賀県の労働組合組織状況

(出典：令和6年労働組合基礎調査（令和6年6月30日現在）)

(1) 産業別労働組合数及び労働組合員数

産 業 別	労働組合数	労働組合員数（人）	構成比（%）	対前年増減（人）
全産業 計	344	56,712	100.0	△1,511
農業，林業	1	19	0.0	△2
建設業	23	5,079	9.0	45
製造業	92	15,470	27.3	△355
電気・ガス・熱供給・水道業	15	1,127	2.0	△151
情報通信業	8	532	0.9	△8
運輸業，郵便業	38	2,837	5.0	△101
卸売業，小売業	29	11,911	21.0	△619
金融業，保険業	19	3,022	5.3	30
学術研究，専門・技術サービス業	7	176	0.3	△1
宿泊業，飲食サービス業	2	39	0.1	△2
生活関連サービス業，娯楽業	4	89	0.2	△15
教育，学習支援業	21	1,430	2.5	△176
医療，福祉	22	2,808	5.0	△20
複合サービス事業	9	3,554	6.3	△35
サービス業（他に分類されないもの）	13	289	0.5	△14
公務（他に分類されるものを除く）	40	8,329	14.7	△87
分類不能の産業	1	1	0.0	0

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも100%にならない。以下同じ。

(2) 適用法規別労働組合数及び労働組合員数

適用法規名	労働組合数	労働組合員数（人）	構成比（%）	対前年増減（人）
計	344	56,712	100.0	△1,511
労 組 法	284	46,916	82.7	△1,246
行 労 法	0	0	0.0	0
地 公 労 法	11	379	0.7	0
国 公 法	16	560	1.0	△12
地 公 法	33	8,857	15.6	△253

(注)

労組法・・・「労働組合法」、行労法・・・「行政執行法人の労働関係に関する法律」

地公労法・・・「地方公営企業等の労働関係に関する法律」、国公法・・・「国家公務員法」

地公法・・・「地方公務員法」

(3) 上部団体別労働組合数及び労働組合員数

区 分	労働組合数	労働組合員数		
		(人)	構成比 (%)	対前年増減 (人)
計	344	56,712	100.0	△1,511
連 合 佐 賀	189	39,962	70.5	△1,186
県 労 連	26	2,667	4.7	△29
そ の 他	64	5,487	9.7	△337
無 加 盟	65	8,596	15.2	41

(注)

連合佐賀・・・「日本労働組合総連合会佐賀県連合会」

県労連・・・「佐賀県労働組合総連合」

(4) 新設・転入、解散・転出理由別労働組合数及び労働組合員数

区 分		労働組合数	労働組合員数 (人)
新設・転入	《新設》合計	1	58
	事業所の新設・拡張	0	0
	組織の変更・分裂・統合	0	0
	その他	1	58
	《県外からの転入》	0	0
解散・転出	《解散》合計	5	97
	事業所の休廃止	1	38
	組織の分裂・統合	1	12
	その他	3	47
	《県外への転出》	1	498

(5) 労働組合組織状況の推移

年	労働組合数	労働組合員数 (人)	推定組織率 (%)
昭和 62	595	71,476	26.1
平成 4	584	71,736	24.1
9	587	71,378	22.7
14	532	61,788	19.7
19	448	54,291	17.4
24	420	52,539	16.9
29	384	51,056	15.8
令和 4	354	57,813	17.1
5	349	58,223	17.0
6	344	56,712	16.2

○ 歴代会長名簿

期	在 任 年 月 日	会 長
暫 定	昭和 21. 2. 18 ～ 21. 7. 24	糸 川 勇次郎
1	21. 7. 25 ～ 22. 5. 12	糸 川 勇次郎
2	22. 5. 13 ～ 23. 4. 25	糸 川 勇次郎
3	23. 4. 26 ～ 24. 4. 27	糸 川 勇次郎
4	24. 4. 28 ～ 25. 4. 30	糸 川 勇次郎
5	25. 5. 1 ～ 26. 5. 31	糸 川 勇次郎
6	26. 6. 1 ～ 27. 5. 31	岩 松 玄 十
7	27. 6. 1 ～ 28. 5. 31	堀 部 靖 雄
8	28. 6. 1 ～ 29. 6. 30	堀 部 靖 雄
9	29. 7. 1 ～ 30. 7. 17	永 田 長 圓
10	30. 7. 18 ～ 31. 7. 17	堀 部 靖 雄
11	31. 7. 18 ～ 32. 7. 31	内 山 良 男
12	32. 8. 1 ～ 33. 8. 10	内 山 良 男
13	33. 8. 11 ～ 34. 8. 25	高 津 英 雄
14	34. 8. 26 ～ 35. 8. 31	川 崎 延 寿
15	35. 9. 1 ～ 36. 8. 31	川 崎 延 寿
16	36. 9. 1 ～ 37. 8. 31	川 崎 延 寿
17	37. 9. 1 ～ 38. 12. 31	川 崎 延 寿
18	39. 1. 1 ～ 40. 7. 31	永 田 長 圓
19	40. 8. 1 ～ 43. 9. 18	田 中 誠 一
20	43. 9. 19 ～ 46. 7. 18	田 中 誠 一
21	46. 7. 19 ～ 53. 5. 31	平 野 義 隆
22	53. 6. 1 ～ 55. 7. 27	堤 敏 介
23	55. 7. 28 ～ 57. 8. 3	堤 敏 介
24	57. 8. 4 ～ 59. 8. 3	堤 敏 介
25	59. 8. 4 ～ 61. 9. 11	堤 敏 介
26	61. 9. 12 ～ 63. 9. 11	堤 敏 介
27	63. 9. 12 ～平成 2. 9. 11	堤 敏 介
28	平成 2. 9. 12 ～ 4. 9. 13	堤 敏 介
29	4. 9. 14 ～ 6. 9. 13	堤 敏 介
30	6. 9. 14 ～ 8. 9. 13	堤 敏 介
31	8. 9. 14 ～ 10. 9. 13	堤 敏 介
32	10. 9. 14 ～ 12. 9. 13	安 藤 高 行

期	在 任 年 月 日	会 長
33	平成 12. 9. 14 ～ 14. 9. 13	安 藤 高 行
34	14. 9. 19 ～ 16. 9. 13	安 藤 高 行
35	16. 9. 14 ～ 18. 9. 13	安 藤 高 行
36	18. 9. 14 ～ 20. 9. 13	安 藤 高 行
37	20. 9. 14 ～ 22. 9. 13	安 藤 高 行
38	22. 9. 14 ～ 24. 9. 13	前 田 和 馬
39	24. 9. 14 ～ 26. 9. 13	前 田 和 馬
40	26. 9. 14 ～ 28. 9. 13	前 田 和 馬
41	28. 9. 14 ～ 30. 9. 13	前 田 和 馬
42	30. 9. 14 ～令和 2. 9. 13	前 田 和 馬
43	令和 2. 9. 14 ～ 4. 9. 13	前 田 和 馬
44	4. 9. 14 ～ 6. 9. 13	福 田 恵 巳
45	6. 9. 14 ～	福 田 恵 巳

○ 歴代事務局長名簿

在任年月日	氏名	備考
昭和21. 3. 1 ～ 21.11.22	松 田 一 男	勤労課長兼務
21.11.23 ～ 22. 3.12	馬 場 勇 道	同上
22. 3.13 ～ 24. 5.31	糸 川 勇次郎	県労委会長兼務
24. 6. 1 ～ 24.12.21	米 倉 徳 次	労政課長兼務
24.12.22 ～ 25. 3.14	伊 藤 敬 三	
25. 3.15 ～ 27. 9.11	高 添 門 司	
27. 9.12 ～ 30. 8. 5	馬 場 勇 道	
30. 8. 6 ～ 30.12. 9	福 地 亘	
30.12.10 ～ 33. 6.30	辻 吉太郎	
33. 7. 1 ～ 34. 9.14	板 谷 憲 道	
34. 9.15 ～ 35. 2.28	原 口 貢	
35. 3. 1 ～ 37. 2.15	福 島 秀 己	
37. 2.16 ～ 38. 7.17	江 川 邦 治	
38. 7.18 ～ 39. 4. 3	中 島 一 六	
39. 4. 4 ～ 42. 3.31	伴 泰 治	
42. 4. 1 ～ 42. 5. 8	中 村 峯 吉	局長代理（総務課長）
42. 5. 9 ～ 45. 4.30	本 村 文 男	
45. 5. 1 ～ 48. 4. 1	江 打 忠 夫	
48. 4. 2 ～ 50. 7.31	芹 田 定	
50. 8. 1 ～ 52. 3.31	島 内 二 郎	
52. 4. 1 ～ 53. 3.31	福 山 智 彦	
53. 4. 1 ～ 56. 3.31	常 吉 真佐志	
56. 4. 1 ～ 59. 3.31	澤 隆 司	
59. 4. 1 ～ 62. 3.31	七 浦 吉 典	
62. 4. 1 ～ 62. 8.31	飯 盛 邦 尚	
62. 9. 1 ～ 平成 2. 3.31	中 島 信 行	
平成 2. 4. 1 ～ 4. 3.31	稗 田 重 徳	
4. 4. 1 ～ 6.12.31	中 島 信 行	
7. 4. 1 ～ 8. 3.31	高 橋 勝 明	
8. 4. 1 ～ 11. 3.31	田 中 猛 善	
11. 5. 1 ～ 15. 3.31	宮 原 義 幸	
15. 4. 1 ～ 17. 3.31	野 口 邦 博	
17. 4. 1 ～ 20. 3.31	松 信 徹 博	

在 任 年 月 日	氏 名	備 考
平成20. 4. 1 ~ 23. 3. 31	山 田 昭 子	
23. 4. 1 ~ 24. 7. 31	北 島 修	
24. 8. 1 ~ 26. 3. 31	原 口 雅 文	
26. 4. 1 ~ 27. 3. 31	西 村 芳 昭	
27. 4. 1 ~ 28. 3. 31	北 川 正 博	
28. 4. 1 ~ 29. 3. 31	社 頭 文 吾	人事委員会事務局長併任
29. 4. 1 ~ 31. 3. 31	山 崎 万里子	同上
31. 4. 1 ~ 令和3. 3. 31	稲 富 正 人	同上
令和 3. 4. 1 ~ 4. 3. 31	西 岡 剛 志	同上
4. 4. 1 ~ 6. 3. 31	古 賀 千加子	同上
6. 4. 1 ~ 6. 4. 14	井 上 洋	同上
6. 4. 15 ~	小 林 久 美	同上

トリプルアッセンズ



佐賀県労働委員会のあっせんイメージキャラクター。
よく聴くうさぎの「ミミット」、よく見る猿の「メンキー」、そして
結びつけることが得意な謎の生物「ミディエ（和解の意）」です。

令和6年佐賀県労働委員会年報

編集・発行 佐賀県労働委員会事務局

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館3階

TEL 0952 (25) 7242

FAX 0952 (25) 7324

E-mail roudoui@pref.saga.lg.jp

URL <https://www.pref.saga.lg.jp/list02686.html>

佐賀県労働委員会ホームページ QRコード



労使のもつれを
ほどいて結ぶ

解雇、セクハラ・パワハラ、残業代未払いなど、
労使間のトラブルのことなら私たちにご相談ください。

ご利用は
無料

秘密厳守

まずはお電話にて
ご相談ください！



佐賀県労働委員会
TSUNAGU

お問
い
合
わ
せ

0952-25-7242

受付時間／8:30～17:15【土日祝は休み】
FAX:0952-25-7324 ☒ roudoui@pref.saga.lg.jp

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号佐賀県庁 南館3階

佐賀県労働委員会

検索



 佐賀県

キャッチフレーズ: 野口 祥子さん(県庁会議 コピーライター兼成講座 福岡教室 21期生)／栗林 田中 智恵さん(県庁会議 コピーライター兼成講座 福岡教室 21期生)／グラフィックデザイン・デザインスタジオカシカ／Copyright © 2018 Saga Prefecture. All Rights Reserved.

この冊子は再生紙を使用しています。